

# キャリアアップ助成金 賞与・退職金制度導入コース

旧諸手当制度  
共通化コース

有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立てを実施した場合に助成されます。

令和4年4月1日以降支給要件が変更になります。

旧制度	① 賞与	
	② 家族手当	廃止
	③ 住宅手当	廃止
	④ 退職金	
	⑤ 健康診断制度	廃止

## 変更内容

①～④の制度は正社員と共通化必須  
(同額または同一の算定方法)

諸手当等(賞与、退職金、家族手当、住宅手当、健康診断制度)の制度共通化への助成を廃止し、賞与または退職金の制度新設への助成へと見直します。

非正規雇用労働者に対する  
制度新設のみで助成可  
(正社員との共通化は必須ではない)

新制度	① 賞与
	② 退職金

## 助成額

1事業所当たり

中小企業		中小企業以外		上限
支給額	生産性要件達成	支給額	生産性要件達成	
38万円	48万円	28.5万円	36万円	1事業あたり1回のみ

## 各種加算措置

対象労働者(2人目以降)に係る加算は廃止されました。

中小企業		中小企業以外		上限
支給額	生産性要件達成	支給額	生産性要件達成	
16万円	19.2万円	12万円	14.4万円	1事業あたり1回のみ



二つの制度を  
同時に導入した場合  
加算の対象と  
なります。